

第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(E03519)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	6
1 【事業等のリスク】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
(1) 【株式の総数等】	11
【株式の総数】	11
【発行済株式】	11
(2) 【新株予約権等の状況】	11
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	12
(4) 【ライツプランの内容】	12
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	12
(6) 【大株主の状況】	13
(7) 【議決権の状況】	15
【発行済株式】	15
【自己株式等】	15
2 【役員の状況】	15
第4 【経理の状況】	16
1 【四半期連結財務諸表】	17
(1) 【四半期連結貸借対照表】	17
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	19
【四半期連結損益計算書】	19
【第2四半期連結累計期間】	19
【四半期連結包括利益計算書】	21
【第2四半期連結累計期間】	21
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	22
【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】	24
【会計方針の変更】	24
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	24

【注記事項】	24
【セグメント情報】	26
2 【その他】	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	29
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年11月9日
【四半期会計期間】 第6期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)
【会社名】 株式会社マツモトキヨシホールディングス
【英訳名】 Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 松本 南海雄
【本店の所在の場所】 千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】 047(344)5110
【事務連絡者氏名】 財務経理部長 尾和 富士雄
【最寄りの連絡場所】 千葉県松戸市新松戸1丁目483番地
【電話番号】 047(344)5110
【事務連絡者氏名】 財務経理部長 尾和 富士雄
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第2四半期 連結累計期間	第6期 第2四半期 連結累計期間	第5期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高(百万円)	214,760	227,725	434,597
経常利益(百万円)	9,168	9,494	19,639
四半期(当期)純利益(百万円)	4,418	4,768	9,955
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	4,880	4,983	10,804
純資産額(百万円)	110,267	118,832	115,721
総資産額(百万円)	212,722	222,807	214,404
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	93.82	102.67	212.86
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	80.08	87.36	181.42
自己資本比率(%)	51.1	52.8	53.2
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	9,872	12,676	16,246
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	2,286	2,480	4,293
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	9,697	7,474	12,838
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	8,430	12,378	9,656

回次	第5期 第2四半期 連結会計期間	第6期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	48.50	59.65

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社16社、関連会社1社により構成されております。ドラッグストア・保険調剤薬局等のチェーン店経営を行う小売事業を核に、卸売事業、管理サポート事業を行っております。当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

当第2四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

<小売事業>

- a 平成24年4月2日付で、調剤専門会社となる株式会社マツモトキヨシファーマシーズを新設いたしました。
- b 平成24年5月14日付で、株式会社ダルマ薬局の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

<卸売事業>

主要な関係会社の異動はありません。

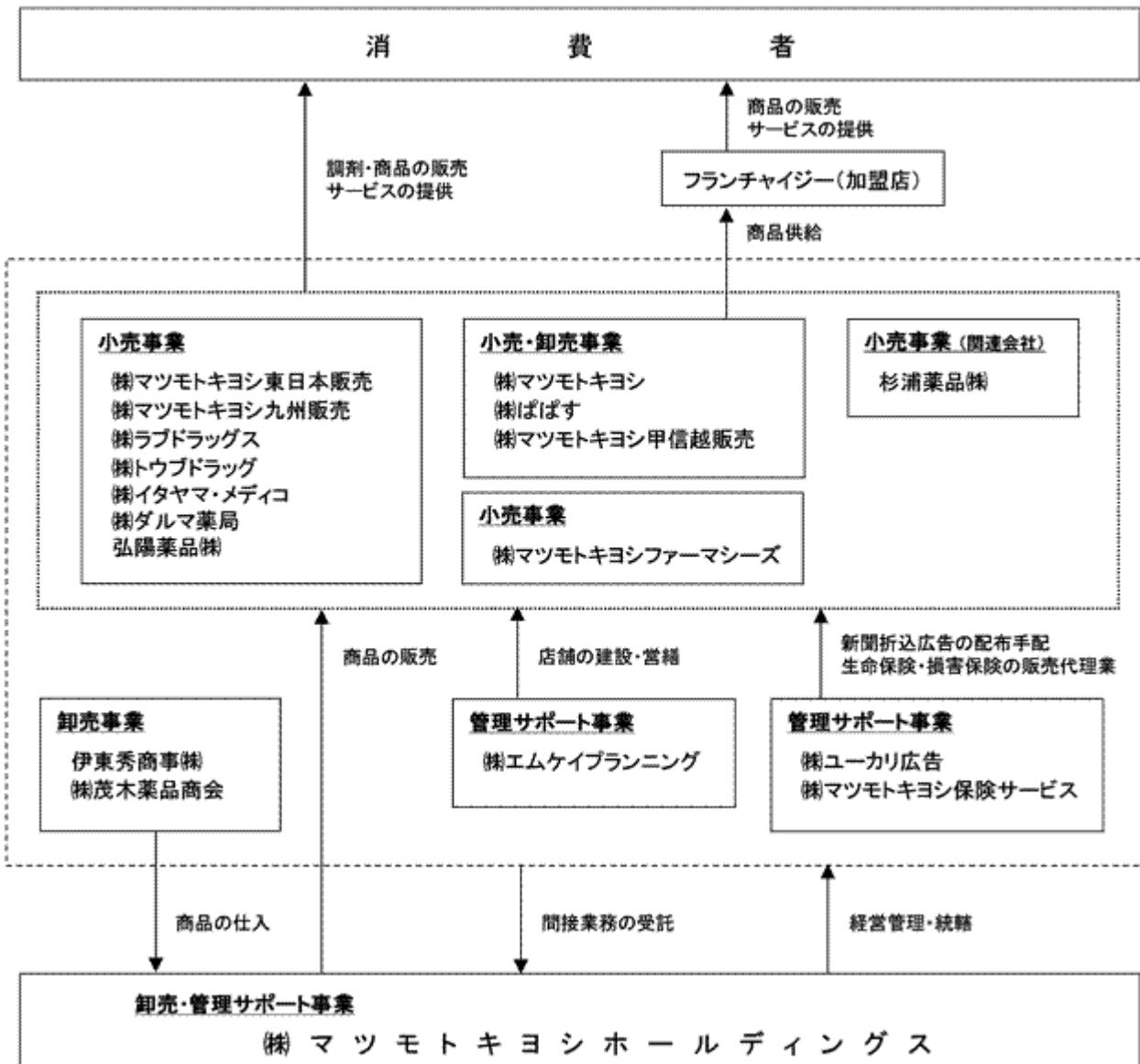
<管理サポート事業>

主要な関係会社の異動はありません。

事業区分	会社名	主な事業内容
小売事業	株式会社マツモトキヨシ	ドラッグストア・保険調剤薬局・ホームセンターのチェーン店経営 (店舗名:「マツモトキヨシ」「M e d i + マツキヨ」「H & B P l a c e」)
	株式会社マツモトキヨシ東日本販売	主に東北・関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名:「マツモトキヨシ」)
	株式会社マツモトキヨシ九州販売	九州・沖縄エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名:「マツモトキヨシ」「ミドリ薬品」「ミドリ薬局」)
	株式会社ラブドラッグス	中国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名:「くすりのラブ」「くすりのラブ薬局」)
	株式会社ばばす	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名:「どらっぐばばす」「ばばす薬局」)
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	主に甲信越エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名:「ファミリードラッグ」「ドラッグマックス」「ファミリー薬局」「ドラッグストアなかじま」「中島ファミリー薬局」)
	株式会社トウブドラッグ	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名:「トウブドラッグ」「メディカルハウス」「マツモトキヨシ」「東武薬局」)
	株式会社イタヤマ・メディコ	甲信越エリアでのドラッグストアのチェーン店経営 (店舗名:「イタヤマメディコ」「マツモトキヨシ」)
	株式会社ダルマ薬局	東北エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名:「ダルマ薬局」)
	弘陽薬品株式会社	関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名:「コーヨー」「マツモトキヨシ」)
卸売事業	杉浦薬品株式会社(注)	東海エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名:「ヘルスバンク」)
	株式会社マツモトキヨシファーマシーズ	調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等
	当社	小売事業を営む当社グループ会社及び業務提携先が取扱う商品の仕入・販売
	株式会社茂木薬品商会	医薬品等の卸販売
	伊東秀商事株式会社	化粧品・日用雑貨等の卸販売
	株式会社マツモトキヨシ	「マツモトキヨシ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー(加盟店)への商品供給
管理サポート事業	株式会社ばばす	フランチャイジー(加盟店)への商品供給
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	「ファミリードラッグ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー(加盟店)への商品供給
	当社	当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託
	株式会社エムケイプランニング	店舗の建設・営繕
	株式会社マツモトキヨシ保険サービス	生命保険・損害保険の販売代理業
	株式会社ユーカリ広告	新聞折込広告の配布手配

(注) 杉浦薬品株式会社は持分法適用関連会社であり、その他(当社を除く)はすべて連結子会社であります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

株式譲渡契約の締結

当社は、平成24年9月14日開催の取締役会において、平成24年10月1日付でモリスリテール株式会社の全株式を取得して完全子会社化することを決議し、同日、同社の完全親会社であるモリス株式会社との間で株式譲渡契約を締結いたしました。

株式取得の概要は次のとおりであります。

株式取得による完全子会社化の目的

モリスリテール株式会社は、兵庫県南部地域（高砂市・姫路市・加古川市・明石市）においてドラッグストア及び調剤薬局を8店舗展開し、また、健康食品・化粧品・日用品・生活インテリアまでの幅広い品揃えでネットショップを運営するなど、地域に密着したサービスを提供しております。

当社グループとの関係は、平成20年11月に当社の子会社である株式会社マツモトキヨシとモリス株式会社との間でフランチャイズ契約を締結するなど、協力関係を構築してまいりました。

今般の完全子会社化は、フランチャイズ契約という限定的な関係から今後の協業を堅実的なものへと発展させるものです。これにより、同一地域内並びに各県内での競争力を高めるとともに、地域特性や環境に合わせた各種施策を実行するなど、エリアドミナント化を推進し、更なるグループシェア拡大を目指してまいります。

株式取得の日

平成24年10月1日

取得株式数及び取得前後の所有株式数の状況

異動前の所有株式数 - 株（所有割合： - %）

取 得 株 式 数 400株（発行済株式数に対する割合：100.0%）

異動後の所有株式数 400株（所有割合：100.0%）

モリスリテール株式会社の概要

商 号 モリスリテール株式会社

所 在 地 兵庫県高砂市米田町島83番地の1

代 表 者 代表取締役 森本 幸吉

事 業 内 容 ドラッグストア、調剤薬局、ネットショップ

資 本 金 10百万円

設 立 年 月 日 平成20年12月11日

決 算 期 2月

直近の売上高 5,295百万円（平成24年2月期）

店 舗 数 8店舗（平成24年8月末日現在）

注)直近の売上高には、平成24年3月付で事業譲渡を行ったホームセンター事業等の売上高が含まれております。なお、今回取得する予定の平成24年2月期の事業売上高は約2,200百万円となります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日～平成24年9月30日）における日本経済の状況は、東日本大震災後の復旧・復興に向けた需要拡大を背景に、経済活動や個人消費は一部で持ち直しの兆しが見られたものの、海外の景気減速懸念、長引く円高や株価の低迷など、景気下振れ懸念が引き続き存在し、先行き不透明な状況で推移しております。

ドラッグストア業界におきましても、花粉飛散量の減少、昨年発生した震災需要の反動減、競合企業の積極的な出店、同質化する異業種との競争などにより、経営環境は大変厳しい状況で推移しました。

このような環境のなか、当社グループは、厳しい環境下でも安定して利益を創出できる収益基盤を確立すべく、これまでに示しております2つの重点施策（事業構造の変革、意識・行動の変革）に、新たにマーケティングプロセスの変革を加えた3つの重点施策に取り組むことで、お客様との絆をさらに深めることに注力してまいりました。

また、小商圈化する市場への対応として、各地域における競争優位性を確保すべくエリアドミナント化を推進するとともに、事業規模の拡大と企業価値向上を目的とした直営店舗の出店及び改装、フランチャイズ事業、M&Aなどにも取り組んでまいりました。

新規出店に関しては、関東地域を中心に、グループとして39店舗（フランチャイズ1店舗を含む）を出店し、多様化するお客様ニーズへの対応および既存店舗の活性化を重点に65店舗の改装を実施、スクラップ＆ビルトを含め将来業績に貢献の見込めない31店舗を閉鎖しました。

さらに、グループ競争力の強化、シェア拡大に向けたエリアドミナント戦略の一環として、東北地域に62店舗のドラッグストア・調剤薬局を展開する株式会社ダルマ薬局を本年5月14日付で子会社化しました。

その結果、当第2四半期連結累計期間末におけるグループ店舗数は、1,327店舗となり、前連結会計年度末と比較して70店舗増加しました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間は、売上高2,277億25百万円（前年同期比6.0%増）、営業利益84億37百万円（同1.9%増）、経常利益94億94百万円（同3.6%増）、四半期純利益47億68百万円（同7.9%増）と、売上高、営業利益及び経常利益につきましては同期間における過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<小売事業>

小売事業は、連結子会社の増加、新規出店、改装による品揃えの拡大などにより売上高は堅調に推移しました。収益面では、花粉飛散量の減少、昨年発生した震災需要からの反動減、天候要因による秋物シーズン商品の低迷などがあったものの、顧客ニーズに合った商品の展開、継続されている効率かつ効果的な販促策、新たな施策の推進などにより伸長しました。

また、取組みを強化しております調剤事業は、診療報酬改定に伴う薬価引き下げの影響があったものの、地域医療連携を深めたことによる処方箋応需枚数の増加などにより引き続き順調に推移しました。

<卸売事業>

卸売事業は、FC契約先企業でありました弘陽薬品株式会社および株式会社イタヤマ・メディコの2社を本年2月10日付で子会社化したことにより、両社収益が小売事業に寄与したため、卸売事業収益は減少しました。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は2,174億44百万円（前年同期比7.5%増）、卸売事業88億47百万円（同18.2%減）、管理サポート事業14億32百万円（同9.4%減）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は2,228億7百万円となり、前連結会計年度末に比べて84億2百万円増加いたしました。主な要因は、現金及び預金が27億21百万円、流動資産のその他が18億88百万円、無形固定資産のその他が15億15百万円、土地が14億93百万円、有形固定資産のその他が11億25百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は1,039億75百万円となり、前連結会計年度末に比べて52億91百万円増加いたしました。主な要因は、支払手形及び買掛金が27億63百万円、流動負債のその他が19億33百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は1,188億32百万円となり、前連結会計年度末に比べて31億10百万円増加いたしました。主な要因は、配当金による13億93百万円の減少があったものの、四半期純利益47億68百万円を計上したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は123億78百万円となり、前連結会計年度末と比較して27億21百万円の増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは126億76百万円の収入（前年同期比28億3百万円の収入増）となりました。主なプラス要因は、税金等調整前四半期純利益82億51百万円、減価償却費24億13百万円、たな卸資産の減少額16億43百万円、仕入債務の増加額15億95百万円であり、主なマイナス要因は、法人税等の支払額35億94百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは24億80百万円の支出（前年同期比1億93百万円の支出増）となりました。主な要因は、敷金及び保証金の回収による収入7億18百万円があったものの、有形固定資産の取得による支出13億77百万円、子会社株式の取得による支出11億円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは74億74百万円の支出（前年同期比22億23百万円の支出減）となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出30億17百万円、短期借入金の減少額24億36百万円、配当金の支払額13億92百万円があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及びその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、当社グループを対象として、「マツモトキヨシグループ行動規範」を定め、社員一人ひとりに法律遵守を徹底させるよう努めております。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本方針としております。

不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したもの除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損せざるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断ができるようになりますため、大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。平成24年5月25日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成24年6月28日開催の第5回定期株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの継続に際して、独立委員会委員の一部変更、その他表現の修正等、軽微な修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本プランの詳細につきましては、平成24年5月25日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次のURLにてご参照ください。

（http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000238_p.pdf）

上記 の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合もあります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客觀性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることがあります。また、独立委員会は、合理性、客觀性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客觀性・公正性・合理性を確保できると考えております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	210,000,000
計	210,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	53,579,014	53,579,014	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	53,579,014	53,579,014	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

第3回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年7月13日
新株予約権の数(個)	59
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,900 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月2日 至 平成64年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,420 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が普通株式の株式分割または株式併合を行うときには、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、またはその他上記の目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整するものとする。

2. 新株予約権を使用することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。

3. 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権を行使することができない。
新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合
新株予約権者またはその法定相続人が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人(1名に限る)は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	53,579,014	-	21,086	-	21,866

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数の割合(%)
ノーザントラストカンパニー（エイブレイフシー）サブアカウントアメリカンクライアント（常任代理人香港上海銀行東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋 3 丁目11 - 1)	5,971.0	11.14
松本南海雄	千葉県松戸市	5,919.0	11.05
松本鉄男	千葉県松戸市	5,615.4	10.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口・信託口9・信託口4・信託口1・信託口6・信託口3・信託口2・信託口8・信託口5）	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	3,962.6	7.40
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港 1 - 2	2,257.8	4.21
ノーザントラストカンパニー エイブレイフシーリューエスタックスエグゼンプテドペンションファンズ（常任代理人香港上海銀行東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋 3 丁目11 - 1)	2,252.4	4.20
エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4 丁目 6 番10号	1,407.5	2.63
日本マスター トラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町 2 丁目11番 3 号	1,267.1	2.37
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口・証券投資信託口・年金特金口・信託A口・信託B口）	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	1,005.7	1.88
ノーザントラストカンパニー（エイブレイフシー）サブアカウントブリティッシュクライアント（常任代理人香港上海銀行東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋 3 丁目11 - 1)	612.9	1.14
計	-	30,271.5	56.50

(注) 1. 当社は、自己株式7,133.2千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

2. 松本南海雄については、株式会社南海公産（松本南海雄の所有割合77.21%）の所有株式数を合計して記載しております。なお、同社の所有株式数は、1,743.5千株であります。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口・信託口9・信託口4・信託口1・信託口6・信託口3・信託口2・信託口8・信託口5）の所有株式の内訳は、信託口 1,079.6千株、信託口 9 652.3千株、信託口 4 507.0千株、信託口 1 329.2千株、信託口 6 321.8千株、信託口 3 303.0千株、信託口 2 261.5千株、信託口 8 256.6千株、信託口 5 251.6千株であります。

4. 資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口・証券投資信託口・年金特金口・信託A口・信託B口）の所有株式の内訳は、年金信託口 366.8千株、証券投資信託口 251.4千株、年金特金口 182.9千株、信託A口 181.4千株、信託B口 23.2千株であります。

5. シルチェスター・パートナーズ・リミテッド（シルチェスター・インターナショナル・インベスタートーズ・リミテッドから商号変更）から平成22年11月8日付（報告義務発生日 平成22年11月1日）で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、シルチェスター・インターナショナル・インベスタートーズ・エルエルピーを共同保有者として追加し、シルチェスター・パートナーズ・リミテッドの投資運用事業を平成22年11月1日をもって同社へ譲渡した旨、報告がありました。

当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数の割合 (%)
シルチェスター・パートナーズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1 ジェイ 6 ティーエル, ブルトン ストリート1, タイムアンドライフビル5階	0.0	0
シルチェスター・インターナショナル・インベスタートーズ・エルエルピー	英国ロンドン ダブリュー1 ジェイ 6 ティーエル, ブルトン ストリート1, タイムアンドライフビル5階	8,389.9	15.66

6. ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシーから平成19年8月7日付（報告義務発生日 平成19年5月17日）で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付がありました。当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況に含めておりません。なお、当該大量保有報告書は、当社設立以前に株式会社マツモトキヨシへ提出されたものであります。

当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に に対する所有株式数 の割合 (%)
ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州 02108-4408, ボストン, ワン・ボストン・プレイス, メロン・フィナンシャル・センター	3,340.5	6.23

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,133,200	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 2,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,389,200	463,892	-
単元未満株式	普通株式 54,414	-	-
発行済株式総数	53,579,014	-	-
総株主の議決権	-	463,892	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれており、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社マツモトキヨシ ホールディングス	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	7,133,200	-	7,133,200	13.31
弘陽薬品株式会社	大阪府大阪市生野区 勝山北1丁目7番17号	2,200	-	2,200	0.00
計	-	7,135,400	-	7,135,400	13.32

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,656	12,378
受取手形及び売掛金	11,009	10,462
商品	58,136	57,769
貯蔵品	510	485
その他	13,367	15,256
貸倒引当金	199	199
流動資産合計	92,480	96,152
固定資産		
有形固定資産		
土地	40,998	42,491
その他	21,692	22,818
有形固定資産合計	62,691	65,310
無形固定資産		
のれん	6,580	7,151
その他	2,880	4,396
無形固定資産合計	9,461	11,548
投資その他の資産		
敷金及び保証金	35,335	35,581
その他	14,918	14,778
貸倒引当金	482	563
投資その他の資産合計	49,771	49,796
固定資産合計	121,924	126,655
資産合計	214,404	222,807

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	54,062	56,825
短期借入金	500	-
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	15,000
1年内返済予定の長期借入金	372	289
未払法人税等	3,821	3,844
賞与引当金	2,747	3,008
ポイント引当金	1,559	2,279
資産除去債務	24	7
その他	9,072	11,006
流動負債合計	72,159	92,261
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	15,000	-
長期借入金	380	177
退職給付引当金	929	1,069
資産除去債務	3,454	3,673
その他	6,759	6,792
固定負債合計	26,523	11,713
負債合計	98,683	103,975
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,086	21,086
資本剰余金	21,866	21,866
利益剰余金	88,334	91,708
自己株式	16,757	16,758
株主資本合計	114,528	117,903
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	467	306
その他の包括利益累計額合計	467	306
新株予約権	14	23
少数株主持分	1,645	1,212
純資産合計	115,721	118,832
負債純資産合計	214,404	222,807

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	214,760	227,725
売上原価	154,640	164,533
売上総利益	60,119	63,192
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	422	720
給料及び手当	17,405	18,634
賞与引当金繰入額	2,914	3,012
退職給付費用	386	409
地代家賃	11,417	12,256
その他	19,289	19,721
販売費及び一般管理費合計	51,836	54,755
営業利益	8,283	8,437
営業外収益		
受取利息	102	92
受取配当金	124	131
固定資産受贈益	178	323
発注処理手数料	241	257
その他	318	372
営業外収益合計	966	1,176
営業外費用		
支払利息	42	43
貸倒引当金繰入額	-	47
持分法による投資損失	9	10
その他	29	18
営業外費用合計	80	119
経常利益	9,168	9,494

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
特別利益		
固定資産売却益	22	8
その他	0	-
特別利益合計	22	8
特別損失		
固定資産売却損	1	52
固定資産除却損	105	138
減損損失	621	572
投資有価証券評価損	129	307
その他	154	179
特別損失合計	1,012	1,250
税金等調整前四半期純利益	8,178	8,251
法人税、住民税及び事業税	3,954	3,622
法人税等調整額	310	194
法人税等合計	3,643	3,428
少数株主損益調整前四半期純利益	4,534	4,823
少数株主利益	116	55
四半期純利益	4,418	4,768

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,534	4,823
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	345	160
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	345	160
四半期包括利益	4,880	4,983
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,758	4,929
少数株主に係る四半期包括利益	121	54

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	8,178	8,251
減価償却費	2,228	2,413
減損損失	621	572
のれん償却額	382	472
賞与引当金の増減額（　は減少）	292	245
貸倒引当金の増減額（　は減少）	134	36
ポイント引当金の増減額（　は減少）	422	720
退職給付引当金の増減額（　は減少）	44	63
受取利息及び受取配当金	227	223
支払利息	42	43
持分法による投資損益（　は益）	9	10
固定資産除却損	105	138
売上債権の増減額（　は増加）	1,152	616
たな卸資産の増減額（　は増加）	55	1,643
仕入債務の増減額（　は減少）	493	1,595
預り金の増減額（　は減少）	291	35
未収入金の増減額（　は増加）	62	768
未払金の増減額（　は減少）	1,449	178
その他	280	488
小計	12,411	16,177
利息及び配当金の受取額	134	134
利息の支払額	40	41
法人税等の支払額	3,272	3,594
法人税等の還付額	640	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,872	12,676

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,238	1,377
無形固定資産の取得による支出	242	383
敷金及び保証金の差入による支出	754	602
敷金及び保証金の回収による収入	246	718
子会社株式の取得による支出	251	1,100
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 収入	-	387
貸付金の回収による収入	2	2
その他	49	125
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,286	2,480
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(　は減少)	4,600	2,436
リース債務の返済による支出	468	626
長期借入金の返済による支出	186	3,017
自己株式の取得による支出	3,000	0
配当金の支払額	1,442	1,392
少数株主への配当金の支払額	-	0
その他の収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,697	7,474
現金及び現金同等物の増減額(　は減少)	2,111	2,721
現金及び現金同等物の期首残高	10,542	9,656
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,430	12,378

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

第1四半期連結会計期間から、平成24年4月に新規設立した株式会社マツモトキヨシファーマシーズを、また、平成24年5月に株式を取得し完全子会社化した株式会社グルマ薬局をそれぞれ連結の範囲に含めております。

なお、平成24年4月に株式会社エムケイ東日本販売を株式会社マツモトキヨシ東日本販売に、株式会社ミドリ薬品を株式会社マツモトキヨシ九州販売にそれぞれ社名変更しております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による損益への影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために前連結会計年度は取引金融機関9行と、当第2四半期連結会計期間は取引金融機関10行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
当座貸越契約の総額	26,000百万円	31,000百万円
借入金実行残高	500	-
差引額	25,500	31,000

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	8,430百万円	12,378百万円
現金及び現金同等物	8,430	12,378

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,444	30	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額30円には、記念配当(株式上場20周年記念)10円が含まれております。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	464	10	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成23年4月25日から平成23年7月4日までの期間に自己株式1,694千株(取得価額の総額2,999百万円)を取得しております。

このほか、単元未満株式の買取による増加0千株や売却による減少0千株、ストック・オプションの行使による減少1千株があった結果、当第2四半期連結累計期間において自己株式が2,995百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末の自己株式が16,753百万円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,393	30	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	928	20	平成24年9月30日	平成24年12月5日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	128,405	73,958	257	10,556	1,582	214,760	-	214,760
セグメント間の 内部売上高又は振替高	15	0	142,687	25,437	5,380	173,520	173,520	-
計	128,421	73,958	142,944	35,994	6,962	388,280	173,520	214,760
セグメント利益又は セグメント損失()	6,037	1,894	352	2	221	8,502	219	8,283

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 219百万円には、のれんの償却額 379百万円及びセグメント間取引消去159百万円が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額621百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で570百万円、「その他小売事業」で75百万円となり、連結決算における消去・調整で 25百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	129,350	88,094	98	8,748	1,432	227,725	-	227,725
セグメント間の 内部売上高又は振替高	24	70	148,024	26,922	5,152	180,192	180,192	-
計	129,374	88,164	148,123	35,670	6,585	407,918	180,192	227,725
セグメント利益	5,678	2,154	519	212	153	8,718	280	8,437

(注) 1. セグメント利益の調整額 280百万円には、のれんの償却額 470百万円及びセグメント間取引消去189百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額572百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で310百万円、「その他小売事業」で276百万円、「管理サポート事業」で1百万円となり、連結決算における消去・調整で 15百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品については、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるものは、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成23年 9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4月 1 日 至 平成24年 9月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	93円82銭	102円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,418	4,768
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,418	4,768
普通株式の期中平均株式数(千株)	47,096	46,443
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	80円08銭	87円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	2	2
(うち事務手数料(税額相当額控除後) (百万円))	(2)	(2)
普通株式増加数(千株)	8,109	8,162
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

配当について

平成24年11月 9 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 928百万円

(ロ) 1 株当たりの金額 20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成24年12月 5 日

(注) 平成24年 9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月7日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岡田 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。